

## 8 新しい力を育てよう！

- 畜産の安定的な発展のためには、農業経営、農村社会の担い手となる有能な人材の育成・確保が必要です。
- このため、経営や地域社会への一層の女性の参画や、新規就農者への円滑な経営継承、高齢者が有する高度な技術等を活用することにより、幅広い人材の育成・確保を図りましょう。

### 女性が活躍しやすい環境の整備

- ・家族経営協定の締結促進を通じた女性認定農業者の拡大
- ・女性農業者のネットワーク化
- ・出産・育児期の女性農業者支援サポート体制の整備
- ・女性の社会参画目標の設定
- ・農業経営や農業技術、起業等に関する研修

### 新規就農の促進

- ・青年農業者組織の活動
- ・農業経営や農業技術等に関する研修
- ・離農跡地を活用した経営継承

### 高齢者の能力の活用

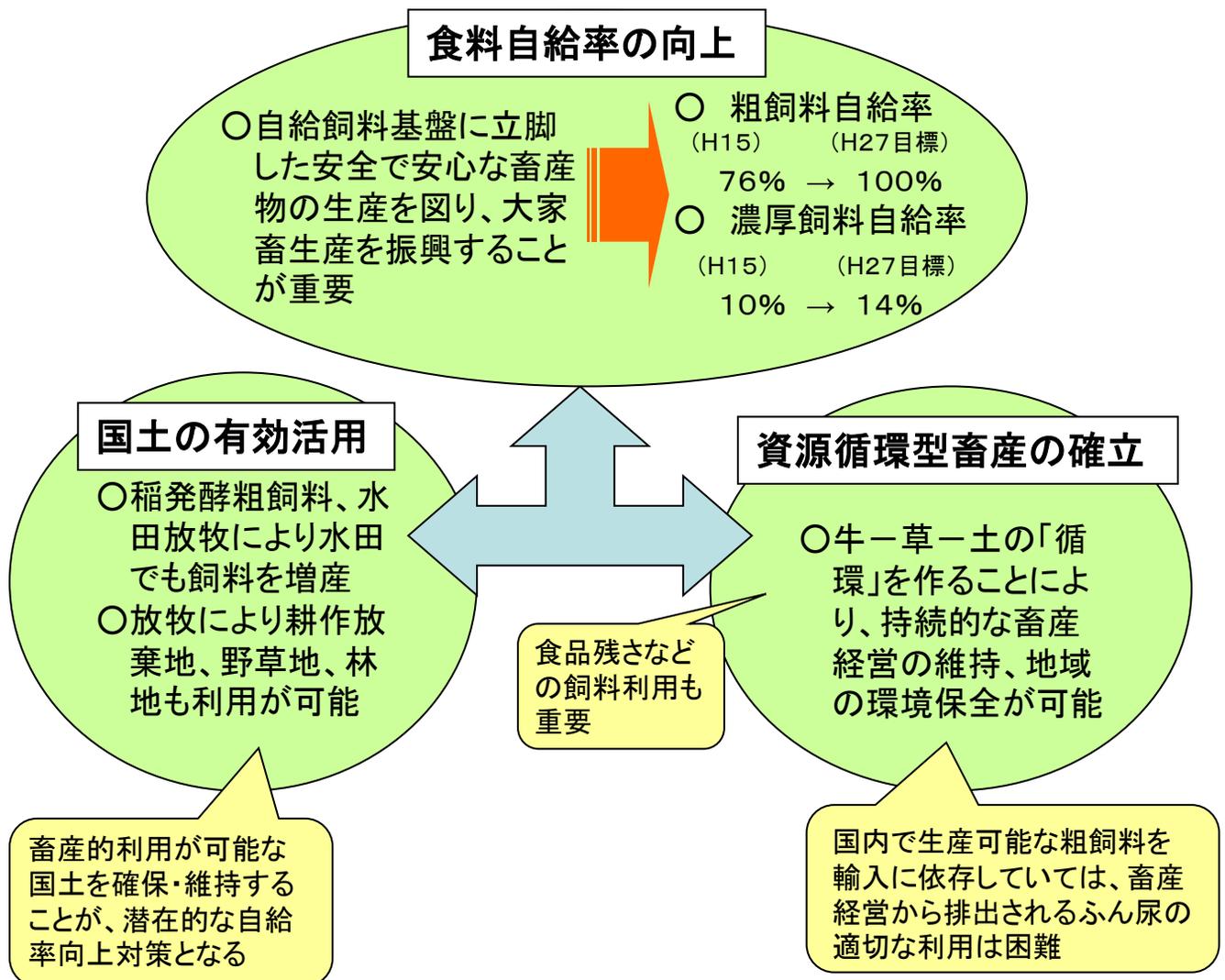
- ・地域の農業者への農業技術の指導
- ・高齢者を活用した地域の農業労働力の調整
- ・地域農業の体験談、歴史等についての講演、それに関連した交流活動



# 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成

## 1 なぜ自給飼料の生産・利用が必要なのか？

- 現在、耕作放棄地の発生や水田の荒廃が問題となっています。また、家畜排せつ物の利用促進や、食料自給率向上を高めることが求められています。
- このため、国土の有効活用や、資源循環型畜産の確立、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上という観点から、我が国で生産可能な粗飼料については完全自給を目指して、一体となって取り組んでいきましょう。



## 2 自給飼料を生産・利用しよう！

- 国産稲わらの飼料利用や、稲発酵粗飼料の利用、放牧の活用などを行う自給飼料基盤に立脚した畜産経営により、健康な家畜から生産される国産畜産物を供給することが重要です。

### 国産粗飼料の完全自給に向けて

#### 国産稲わらを利用しよう

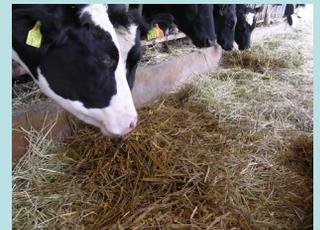


すき込みしないで、飼料利用のために集めた稲わら。おいしい牛肉生産に欠かせません。

**100%**

#### 稲発酵粗飼料を増産しよう

稲作農家が作りやすく、栄養価も高い稲発酵粗飼料。耕畜連携の要です。



#### どこでも放牧しよう



耕作放棄地、遊休果樹園、水田、野草地など電気牧柵で、いつでもどこでも、簡単放牧。

#### ワンモア・コーンサイレージ

高収量・高栄養の青刈りトウモロコシの作付けを拡大しよう。



#### 草地をリフレッシュ



牧草地も時間がたつと単収が低下し荒れてきます。定期的に更新しましょう。

#### 主役はコントラクター

牛の世話で飼料生産に手が回らない場合は、コントラクターに任せて地域で粗飼料生産を。

あなたの町にもコントラクターを作ろう

**全国に既に300以上**

# 畜産物に係る安全・安心の確保

## 生産者皆さんの衛生管理の徹底が基本になります

- 畜産物に対する消費者の信頼確保のためにも、安全な畜産物の生産は重要です。
- このため、法律で決められている飼養衛生管理基準を守り、農場での疾病予防に努めましょう。
- さらに、農場段階における衛生管理水準を向上させるため、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組んでみましょう。
- また、家畜伝染病の発生の予防やまん延を防止するための国、地方公共団体、関係機関の連携体制の整備及び取組を推進します。

## 飼養衛生管理基準

### ○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

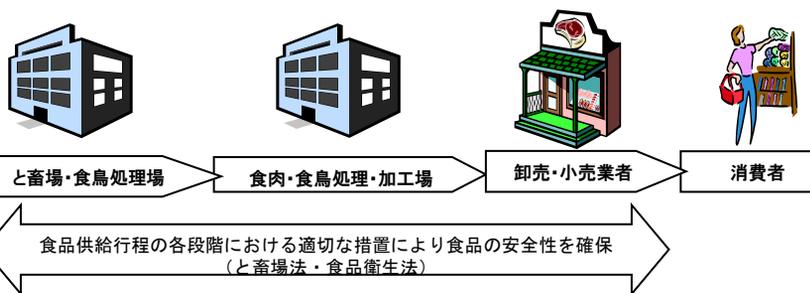
衛生管理を徹底することで疾病を予防



生産農場

(家畜伝染病予防法)

- ◆ 飼料や水への家畜の排せつ物等の混入防止
- ◆ 導入家畜の隔離
- ◆ 畜舎、器具の清掃、消毒等
- ◆ 畜舎に出入りする際の手指の消毒など



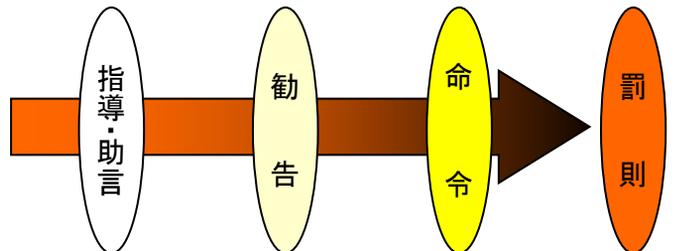
- 病畜の廃棄（全部又は一部）
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

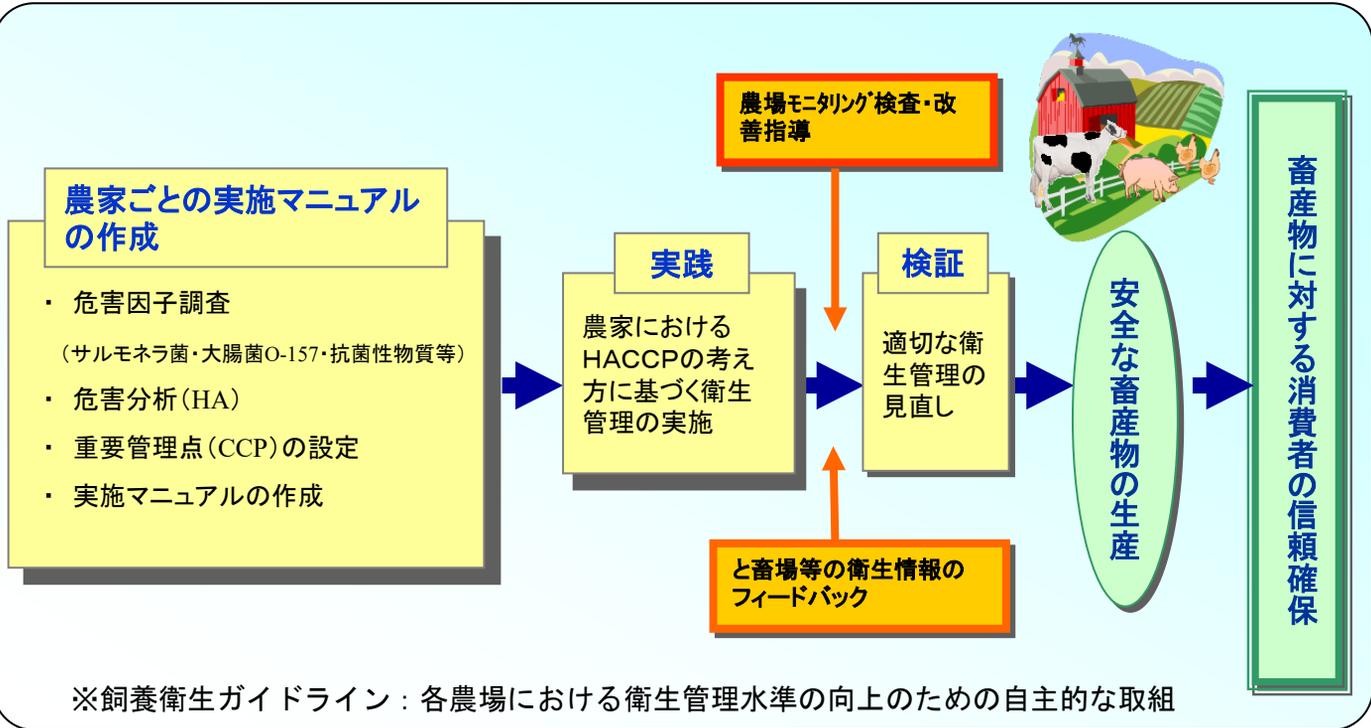
衛生管理の向上

家畜の飼養者が家畜の衛生管理の方法に関し遵守すべき最低限の基準



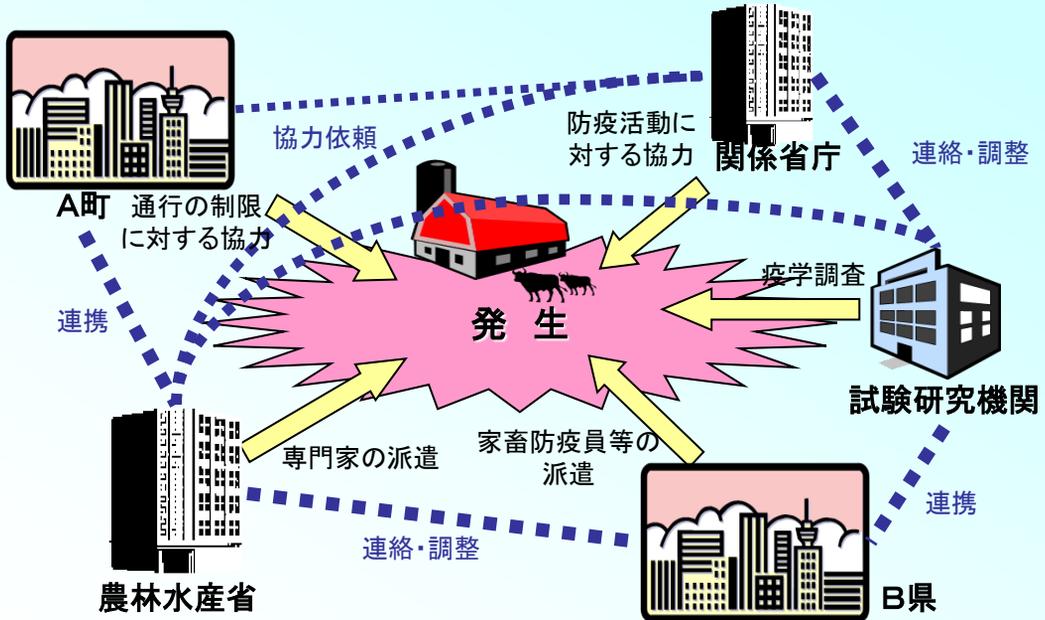
※飼養衛生管理基準：家畜の飼養者に守って頂くべき飼養衛生管理の基準

# HACCPの考え方を取り入れた衛生管理ガイドライン



# 特定家畜伝染病防疫指針

口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザの3疾病について作成



# 畜産における食育の推進

## 国民一人一人が自らの「食」について考えることが大切です

- 自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、全国的な情報提供活動や地域における実践活動等を行う食育を推進します。
- 消費者と生産者のパートナーシップを深め、消費者自らが栄養バランスから生産・環境の観点までの幅広い視野をもって食品を選択できるよう、情報提供や消費者との交流に努めましょう。

### 食育について

#### 食育とは

- 食品の安全性
  - 食事と疾病の関係
  - 食品の栄養や組み合わせ方
  - 食文化地域固有の食材
- などへの理解を深めるため、情報提供や地域での実践活動

### 一人一人が日頃から食について考える

栄養バランスの改善、  
正しい食習慣の形成

農林水産物、食品、農  
林水産業、食品産業へ  
の正しい理解

地域の優れた食文化の  
継承

生産現場における情報交流

○ふれあい牧場(164牧場:公共牧場中心)

家畜とふれあう機会、牧場をめぐる景観を堪能できるくつろぎの機会を一般市民に提供する牧場

常時受け入れが可能で、子供から老人まで手軽に参加

○酪農教育ファーム(174牧場:個人経営中心)

酪農体験を通じて、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる牧場

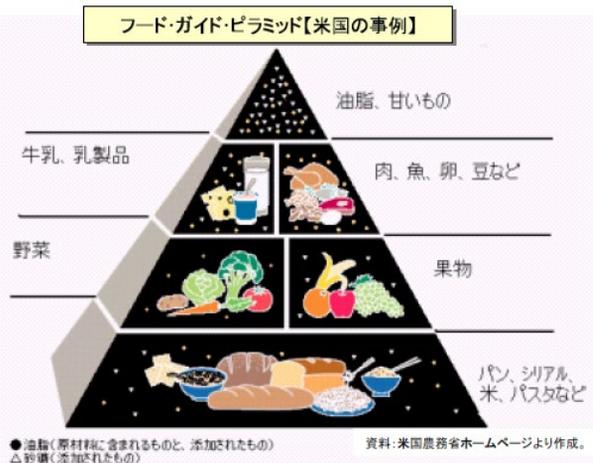
受け入れ牧場と学校等が事前打ち合わせを行い、授業の一環として活用

- ・ LIN(畜産情報ネットワーク)を通じ、畜産物の生産・流通・消費に関する総合的な情報を提供
- ・ その中で、消費者向け情報の発信のため、ファミリンを開設



○ フードガイド(仮称)の策定と活用  
適正な食事の摂取量について、何をどれだけ食べれば良いかを分かりやすく絵で示したフードガイド(仮称)を17年度に策定します。

また、このフードガイドが外食のメニュー、小売店等の売場、食品の包装などでも活用されるようマニュアルを17年度に策定します。



# 家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進

## 1 たい肥を有効に活用しよう！

- 家畜排せつ物は、たい肥化し農地や草地に還元利用することが基本です。たい肥が有効に活用されるよう、地域の創意工夫に基づいたたい肥活用の取組等を推進していきます。また、たい肥の成分分析やペレット化など、作物生産にとって使いやすい堆肥づくりにも取り組んでいきましょう。
- また、シート等を利用した簡易なふん尿処理による対応で家畜排せつ物法の管理基準をクリアしている場合については、経営規模や地域の実情に照らして、たい肥舎などの施設の整備を検討することが大切になります。

### 基準に適合した適正な管理



バイオガスプラント



炭化施設



汚水浄化施設



簡易対応



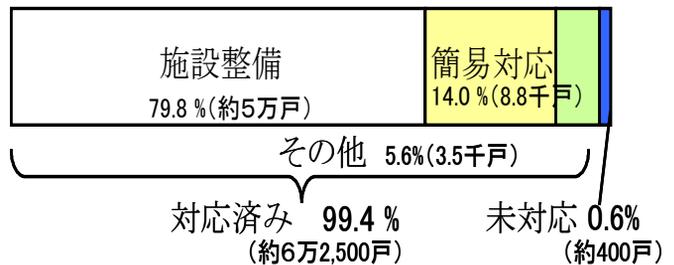
たい肥化施設

### たい肥をはじめとした家畜排せつ物の利用の促進



○「家畜排せつ物法」管理基準の適用対象農家  
: 6.3万戸（畜産農家の45%）

○管理基準への対応状況  
（16年12月現在）



## 2 環境に配慮した畜産経営を実践しよう！

- 国民の信頼を得ながら畜産業の発展を図っていくためには、悪臭の発生防止や水質悪化の軽減など、環境へ配慮した取組に努めるとともに、たい肥等の利用促進を通じて、資源循環を進めていくことが求められています。
- このため、農業者が環境保全に向けて取り組むべき事項について規範を策定しました。また、各種支援策のうち可能なものから、規範を実践していることを要件としていきます。

